

福祉文教常任委員会議事録

(令和2年12月8日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年12月8日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明
委員 斧田 秀明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
辻本 馨 中村 直幸
森田 忠彦
議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 危機管理課長 村上 正規
副町長 藤原 幹 子育て支援課長 小路 展裕
教育長 勝良 憲治 福祉課長 松岡 健一
総務部長 小角 孝彦 高齢介護課長 武部 勝浩
まちづくり推進部長 村上 正規 健康増進課長 松井 靖
健康福祉部長 子安 逸二 保険医療課長 子安 逸二
教育次長 池田 貴則 教育総務課長 池田 貴則
財政課長 小角 孝彦
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第51号 太子町国民健康保険条例中改正の件
- (2) 議案第52号 太子町介護保険条例中改正の件
- (3) 議案第55号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第56号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

午前 9時30分 開 会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）ほか1件の合わせて4件でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○山田委員長 本日は、全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が2件、補正予算案件が2件の計4件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、条例案件の議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、平成30年度及び令和2年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、本町の国民健康保険条例に所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、平成30年度税制改正による地方税法の一部

改正により、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援する観点から、給与や年金の収入のある方のみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げる一方で、どのような収入にも適用されます基礎控除を10万円引き上げ、33万円を43万円とする見直しが行われることとなり、この見直しにより基礎控除前の世帯の総所得額により判定を行う保険料の軽減に影響が生じることのないよう、所要の改正を行うほか、令和2年度税制改正により、租税特別措置法に長期譲渡所得に係る特別控除が創設されたことに伴い、保険料所得割額の算定に関する規定に当該特別控除を追加する改正を行うものでございます。

それでは議案書の3枚目、6分の1頁の新旧対照表をお願いいたします。

まず、第12条は、保険料の所得割額の算定に関する規定となっており、同条に、今回新たに創設された長期譲渡所得の特別控除を反映させるため、当該特別控除を規定いたします租税特別措置法第35条の3第1項を追加するものでございます。

次の頁をお願いいたします。6分の2頁でございます。

頁中ほどの第20条の2では、保険料の減額に関する規定といたしまして、国民健康保険法施行令第29条の7に規定する、いわゆる7割、5割、2割の政令軽減に関する規定となっております。

まず、第1号は7割軽減に関する規定となっております。次の頁をお願いいたします。

この頁の下のほうから次の頁にかけましての下線部におきまして、世帯に属する被保険者の総所得金額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する見直し後の基礎控除額43万円に、当該世帯における給与所得及び公的年金所得を有する者の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加算した額を超えない世帯については、均等割及び平等割について7割を減額する旨を規定することで、今回の見直しにより、各被保険者の保険料の軽減に影響が生じることのないよう改正を行っております。

また、第2号は5割軽減に係る規定となっており、7割軽減の第1号と同様に、見直し後の基礎控除額43万円に当該世帯における給与所得及び公的年金に係る所得を有する者の数から1を減じた数に、10万円を乗じた額及び世帯に属する被保険者数に28万5千円を乗じた額を加算して得た額を超えない世帯については、5割を軽減する旨を規定することで、7割軽減と同様に今回の見直しによる影響が生じないよう改正いたしております。

次の頁、6分の5頁をお願いいたします。

更に、2割軽減の第3号におきましても、他の軽減と同様に見直し後の基礎控除額43万円に当該世帯に属する給与及び公的年金に係る所得を有する者の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額、及び世帯に属する被保険者数に52万円を乗じた額を加算して得た額を超えない世帯については、2割減額する旨を規定することで見直しによる影響が生じないように改正する内容となっております。

次に、頁の下のほうでございます。附則第3条でございますが、公的年金所得に係る減額賦課の特例に関する規定となっております。

次の頁をお願いいたします。6分の6頁となります。

附則第3条では、公的年金所得に係る保険料減額賦課の特例として、第20条の2の保険料減額に係る規定において、当該世帯における保険料減額の判定額を算定する際に、今回の基礎控除等の見直しに係る影響額である10万円に乘じる公的年金に係る所得のある者の数は、65歳以上の方に関しては公的年金に係る収入が公的年金等控除額の最低額である110万円を超える者を対象とする規定となっているところ、現在、特例措置として当分の間は高齢者特別控除15万円を加算した額である125万円を超える公的年金に係る収入のある者を対象とする旨、規定いたしております。

次に6頁にお戻りいただきまして、議案書の2枚目になります。

附則でございます。附則の第1条では、本条例を令和3年1月1日から施行することとし、第2条においては本条例による保険料の減額については、令和3年度以降の年度分の保険料について適用することとし、令和2年度分以前の保険料については、従前の例によることとする経過措置を設けております。

以上、簡単ではございますが、議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 影響が出ないようにという話もあったんですけども、元々、本体の税制改正では、様々な形で働く人、あまねく応援すると言いながらも、増税になる人もいてたんですよね。会社員、公務員などの給与所得者のうち、給与収入が850万円を超える

人で独身者と23歳未満の扶養している親族がいない人、こういう増税もありながらの本体が条例でどう関わってくるかということなんですけれども、これによって、影響が出ないようにとおっしゃいましたけども、保険料が増える人はいるんですか。

○子安保険医療課長 今回の税制改正に伴いまして、国保の条例改正のほうをさせていただきました。この税制改正によって、国保の保険料に影響が出る人がいないのかとのご質問でございます。今回の税制改正に伴います条例改正では、先程も申し上げましたように、給与所得控除と公的年金と控除を10万円引き下げる一方で、基礎控除額を10万円引き上げることで、意図しない影響や不利益が被保険者に生じないように、基礎控除前の所得額で判定を行う政令軽減に関する所得基準について見直すこととしておりますことから、今回の条例改正により保険料が高くなるなどの保険料軽減に関して保険料が高くなるなどの悪い影響が生じる、こういった方はございません。

また、保険料の賦課のほうに関しましてですが、ただいま申し上げましたように、給与所得控除等から基礎控除に10万円を振り替えることで、保険料負担の対象となる所得に差引き影響は生じないこととなります。この方に関しまして、給与所得並びに公的年金所得がある方に関しては、差引き影響がないということになりますが、一方で給与所得、公的年金所得以外の収入のある方々に関しましては、従来より給与所得控除等が受けられない、受けていないということなので、基礎控除のみの影響が出るということで、逆に基礎控除が10万円増えるということは、賦課対象となる所得が逆に引き下がるということで、結果的に保険料としては、この方々に関しましては保険料が減少するというか、下がるという影響が出るということでございます。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。

別のことで。コロナ禍で国保の前年比で3割以上減った世帯も減免制度が導入されて、今、その減免制度を受けている人、世帯、何人いらっしゃるのでしょうか。

○子安保険医療課長 ただいまご質問いただきました今年度、コロナの関係で、新たに創設させていただきました新型コロナウイルス感染症に伴う収入減少による保険料減免制度、こちらを現在国保のほうでご利用されているご家庭、これは25世帯ございます。参考までに金額で申し上げますと、減額させていただきました保険料の総額は542万4千410円になってございます。

以上です。

○西田委員 その減免制度の今言った542万円ちょっとのお金は太子町の持ち出しでいいかは、国保の加入者が保険料として払わなければならない金額なんですか。今25世帯と言いましたが、元々、国保は所得が低い方が多い中で、太子町でさっき説明があった7割、5割、2割とか減免制度を受けている全体の中の人数、世帯でなくてもいいですから、割合としてどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○子安保険医療課長 ただいまのご質問いただきました今回のコロナ以外で従前からある、ただいま条例の中にもございましたが政令軽減、あるいは今日の独自の減免措置、こういった形の何らかの保険料の減免を受けておられる方につきましては、こちら側の平成31年度の決算ベースの数字ということになりますが、決算ベースで軽減を受けられている世帯が1千11世帯となっております。国保加入世帯が平成31年度の決算ベースで1千829世帯ございますので、割合で申し上げますと、55%の方、世帯が何らかの軽減を受けられているという状況でございます。

以上です。

○西田委員 それと、減免制度のお金は、国保の加入者の保険料から取っているわけではないの。

○子安保険医療課長 コロナに関しまして減免の軽減、これの軽減するための財源、このご質問かと思いますが、今回新型コロナウイルス感染症の拡大によって、時限的に今回コロナ軽減というような形で対応のほうをさせていただいておりますが、今回このコロナ減免のほうを創設させていただくに当たりまして、その必要となる財源につきましては、全て国保の方で負担いただけるという前提で、制度のほうを創設しております。したがって、被保険者の保険料によって軽減しているということではなく、国庫で負担しているという状況でございます。

○西田委員 お金は、今回のコロナに対する減免制度は全部出してくださっているということで、それはいいんですけども、元々、何度も言いますが、国保への年金生活者ですとか非正規の方ですとか、中々しんどい方が入っている医療保険制度で、先程も55%が何らかの軽減があると言いましたし、コロナ禍の中で25世帯の方がこの減免制度を利用されたということなのですけれども、このコロナ、今も感染者数が増えているじゃないですか。今現在良くなる見通しなんてまだ誰も持てないと思うんです。ですから、このままいけば、更に経営も暮らしも悪化すると思うのですけれども、そうならなければいいのですけれども、見通しが立たない中で、一時的な減免制度じゃなくて、国

には引き続きやっていただきたいというのは要望してもらいたいですし、太子町として、大阪府と統一の一元化を目指している中で、中々太子町独自というのはやりにくいということもありますけれども、まだ統一の年にはなっていませんので、今、次年度の国保料をどうしようかなという話にもなってくるかと思うんです。国保料を引き下げるとか、せめて据え置く、その考えで今お考えでしょうか。

○子安保険医療課長 コロナ禍におけます来年度の保険料の見通しについてのご質問かと思えます。

来年度の保険料については、この来年度の保険料を見込む上で、参考になるのは毎年秋、今頃の時期になるのですけれども、大阪府のほうで来年度、翌年度の保険料の見通しを立てるために仮算定というのが行われます。今年も先日11月19日に、この11月行いました大阪府の仮算定の説明会が府内の国保担当者を集めて行われております。この説明会の中では、来年度の令和3年度の大阪府平均の一人当たり保険料、こちらに関しましては14万2千361円、これは政令軽減前ということでご留意いただきたいのですが、14万2千361円で、前年度、令和2年度、今年ですね、今年の本算定に大阪府一人当たり保険料の平均に比べまして、5千887円、率で申し上げますと、3.97%引下げとなる、こういった試算が出ているという説明がありました。

これは、大阪府平均の話で、これを太子町に置き換えたらどうなるのかということでございますが、この仮算定結果における本町の一人当たり保険料は、先程申し上げておりますように、政令軽減前、一人当たり保険料というのはいろんな定義があって、一概に全てのものとは比較できないので、政令軽減前の数字であるということにご留意いただきながら、お聞きいただきたいのですが、本町の一人当たり保険料は15万3千253円、これに例年の政令軽減、7割、5割、2割の政令軽減を反映させた、あくまでも見込みでございますけれども、見込みでいきますと、13万3千円程度になると見込まれております。

これは、今年、令和2年度の本町の本算定時点の一人当たり保険料、これと比較いたしますと、約1万円程度、令和2年度の本算定時点の一人当たり保険料は12万2千326でございますので、約1万円の開きが現在あるということから、以前まで申し上げておりました統一保険料との乖離、毎年15%、16%程度あるというような旨をお話しさせていただいておりますことを考えると、現在の1万円程度の開きというのが約8.7%の開きということで、以前に比べると1個分縮小してきていると、これがこの間の

被保険者の皆様、ご協力によって保険料を少しずつですけど、上げさせていただいている影響かと思えますけども、その差が縮小してきております。

しかしながら、現在においても1万円の開きがあるということから、先程来お話のありました令和6年の統一、令和6年度には保険料率も府内全て統一するという一方で、現在動いておりますので、この1万円、率で8.7%の差を何とかこの6年までの間で縮小するために、来年度についても一定程度引き上げていく必要があるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

以上です。

○西田委員 今後は所得も減って、生活も苦しい中、コロナに先行きも見えない中、太子町でも国のコロナに対する予算を使いながらも、住民さんが少しでも暮らしが楽になるようにという施策を打っている中で、保険料が高くなるようなことがあったら、何をやっているのかなという話になりますので、府は統一に向けて情け容赦なく料率とか出してるんですけども。太子町として上げんといってくれという声は、町長声を上げていただきたいと思うんですけど。

それと、町長として認識、この間ずっと歴代の町長にもお尋ねしてきたんですけども、やっぱり国保料は高いなという認識はお持ちですか。

○田中町長 私も議員時代か、その前ぐらいからずっと国保に加入しておりました。その中で、国保料を払ってきたわけですけども、その保険料を払う段階において、あんまり安いなというようなイメージを持って払ったことはないということでございます。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。

府に引き上げないよというの、町長として声を上げていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第51号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部高齢介護課長 おはようございます。

議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、令和2年度税制改正により、長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、本町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、低未利用地等、いわゆる空き地、空き家、空き店舗等の活用促進の1つの施策といたしまして、5年以上所有する個人の土地等を500万円以下で譲渡し、適用要件の全てに該当する場合、長期譲渡所得から100万円、これは上限でございます、100万円の特別控除が受けられる特例措置が創設されたことから、本条例中、介護保険料の所得区分に関する規定に当該特別控除の条項を新たに追加するものでございます。

それでは、議案書の3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条は、保険料率に関する所得区分について規定しており、第2条第1項第6号ア中、第35条の2第1項の次に、租税特別措置法において低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡の対価たる額について定める第35条の3第1項を追加しております。

次に1頁お戻りいただきまして、附則でございます。

この改正は、令和3年1月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山田委員長 ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 条例は、先程にも似たところで、上位法令の分から引っ張ってこられたかな

と思うのですけれども、これはこうやと思いますが、ただ、今の介護保険の同じく状況をお聞きしたいのですけれども、振り返って住民さんにお聞きすると、コロナ禍の中で、今まで利用していた利用料が同じことをしてもらっているのだけど、ちょっと上がったんよというお話を聞いたんです。そしたら、厚労省の特例で事業所が利用料を引き上げることができるということになっているので、経営の苦しいところでは、利用されている方に利用料を多めにもらっているというのは、これは許されてますから、やっているのですけれども、それは一方で事業所を助けることにはなりませんけれども、利用している方はしんどくなるということで、こういうことで、経営している事業所があるということ把握していらっしゃいますか。太子町の住民さんが利用している事業所で、経営が苦しいということで、保険利用料に転嫁して引き上げているところはあるか、そういうことを御存じなのでしょうか。

○武部高齢介護課長 利用料を引き上げているという事業所につきましては、直近の確認をさせていただいた結果、把握はしております。町内事業所は、ほぼ算定基準において加算をされております。また、利用者の同意も必要で、承諾書も提出していただき実施していると聞いております。例えば、通所リハビリテーションにおいては、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能としております。今回の臨時的な取扱いについては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少して、経営困難となり得る可能性もございます。また、利用者の減により、やむを得ず休暇を取得する職員に対しましても、休業補償として賃金は支払う等、やむを得ない措置であるというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 本来は利用者負担をかぶせるのじゃなくて、これをしんどくても利用者にかぶせられなかったら事業所が苦しんでいるということなのですから、国が施設に対して補填すべきことだとは思っているのですけれども、本当に不十分なコロナ対策で、介護施設の経営が危ぶまれていて、施設がなければ住民さんが介護保険料を払っていても利用できないじゃないですか。全国的には倒産した施設が多いと聞くのですけれども、住民さんが利用している介護施設で倒産しているような施設はないのでしょうかね。そのことで、利用できる施設がなくなって困っている住民さんはいらっしゃらないのでしょうかね。

○武部高齢介護課長 住民さんが利用される施設につきまして、倒産したという施設につ

いては、現在のところは聞いておりません。施設に対する支援ということで、現在大阪府が実施主体となっております新型コロナ緊急包括支援交付金事業というものがござい
ます。全ての介護サービス事業所に感染防止対策に必要な物資を確保すると共に、感染症対策を徹底しつつ、介護サービスを継続的に提供するための支援策を講じております。

それと、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、介護サービスの継続に努めて
いただいた職員さんに対しましても、慰労金を支給されております。これは大阪府主体
の事業ではあるのですが、本町の独自の支援策といたしましては、やはり感染拡大
防止が重要であるという観点から、マスクの配付及び消毒液等の配付を行っている状況
ではございます。今後も引き続いて大阪府等の支援状況等を注視しながら、事業所に対
しての支援策を検討して、感染防止対策に努めてまいりたいというふうに考えておりま
す。

以上です。

○西田委員 そんな中、先程の国保と一緒にですけど、介護保険料も次期の、8期の介護保
険料を決めなあかん時期に入っていると思うんです。やっぱり値上げしてほしくないし、
できれば引き下げてほしいなと思っているのですけれど、中々会議もできない中、見通
しはどんな感じかなど。これも大概上げなあかんよというような状況なのか、大体の感
じを教えてくださいませんか。

○武部高齢介護課長 第8期の介護保険料についてでございますけれども、令和2年の本
町高齢化率が29.3%ということで、今後令和7年では31.9%というふうに予測さ
れております。その中、やはり年々給付費も増加の一途をたどっておる状況でございま
す。その中で、現在第8期の事業計画を策定しております。介護保険料の算定につきま
しても、介護サービスの事業量、それと、事業費の推計についても、現在算出中でござ
います。このサービス見込み料から、第8期の介護保険料を試算することにはなるので
すけれども、現状のサービス利用料からしますと、第8期においても標準的な給費も前
回の第7期に比べますと、やはり増額する見込みとなっております。よって、第8期の
介護保険料もやはり増額となるというような見込みでございます。

しかしながら、準備基金の積立額が約1億円あるというふうなところで、一部取崩し
をさせていただき、急激な保険料の増加を防ぐよう、現在調整しております。よって、
現在のところ、詳細な介護保険料の基準額等につきましては、中々詳細につきましては
申し上げることはできないのですが、その辺ご理解のほどよろしくお願いいたしま

す。

○西田委員 今日連絡箱を見たら、全協でもその説明があるということなので、またそこで詳しくお聞きしたいと思うのですけれども、国がどういう制度になるかというのを中々明らかにしない中で試算するのも大変だと思うのですけれども、自治体によっては、国の施策が増える、減れへんとか、そういうことは置いといて、先程言っていた準備基金を全額保険料の引下げに使うとか、これやってどれだけ変わるかなと思うのですけど、段階、太子町は今12段階ですけど、細分化するなどして、据え置きしますというのを今この時点で宣言している自治体もありますので、今このままだと上がるかなと、上げ幅をちょっとでも下げたいなというお話がありましたけれども、それが上げんところと思ったら、一般会計から繰り入れるとか、本当に今住民さんは大変だと思うので、最後までできれば据置きになるように頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第52号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、補正予算案件の議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部高齢介護課長 それでは、議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5千241万3千円とさせていただくものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額338万8千円は、令和3年4月に行われる予定の介護報酬改定及び要介護認定による更新認定有効期間などに対応するための電算システムのプログラム変更に係る委託料でございます。財源は、国庫支出金と一般会計からの繰入金でございます。

1枚戻っていただきまして、6頁、7頁の歳入でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金、補正額169万4千円は、システム整備事業に係る補助金で、補助率は2分の1となっております。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、補正額169万4千円は、事務費等繰入金で、電算機器のプログラム変更に係る経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第55号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第56号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容等説明を申し上げます。

令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1頁をお願いいたします。

まず、第1条第1項予算の総額でございます。既定の歳入歳出の総額に、それぞれ99万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2千286万8千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、8頁、9頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額99万円は、事業別区分1の一般管理費用で12節委託料の電算機器プログラム変更委託料を99万円計上いたしております。これは、平成30年度税制改正による基礎控除等の見直しに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合の電算システムが改修されることとなり、広域連合と被保険者の所得データ等を連携している本町電算システムに改修の必要が生じたことからシステムの改修に係る経費といたしまして、電算機器プログラム変更委託料を99万円計上するものでございます。

続きまして、歳入でございます。1頁お戻りいただきまして、6頁、7頁をお願いいたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額79万2千円は、1節事務費繰入金で、次にご説明いたします国庫支出金と共に歳出にてご説明いたしました電算機器プログラム変更委託料の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額19万8千円は、ただいまご説明いたしました歳出の電算機器プログラム変更委託料に対する国庫補助金として、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、19万8千円を計上するものでございます。

令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○西田委員 今回、補正予算が出たり、条例改正がありますけど、国保も介護も後期もコロナ禍の中で今後保険料がどうなっていくのかなというのがとても心配されますし、後期やったら利用料が今国のほうでは、75歳以上の高齢者の窓口負担、原則1割を2割負担に導入する方向でいろいろ新聞をにぎわせていますけれども、これは、まだ決まっていますか。やっぱり2割の方向に進む感じなんではないでしょうか。どう見えていますか。

○子安保険医療課長 高齢者医療制度における窓口負担2割についてのご質問でございます。

これまででも委員会でのご質問にご答弁申し上げておりますとおり、国におきましては、政府が設置しております全世代型社会保障検討会議の中間報告を受けて、後期高齢者医療制度における一定所得以上のものの自己負担額2割について現在検討を進めていることは、本町といたしましても、報道等を通じて承知しているところでございます。

一方で、市町村で構成されております各都道府県の後期高齢者医療広域連合、こちらの全国組織であります全国後期高齢者医療協議会は、後期高齢者の窓口負担における自己負担に関して、高齢者の生活実態や現在の感染が拡大している新型コロナウイルス、こういったものの影響も踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねると共に、やむを得ず窓口負担を引き上げる際には、激変緩和を講じるなど、被保険者への配慮と被保険者への十分な説明を求めると、こういった要望を国に対して行っております。

また、直近の国の動きといたしましては、11月24日に政府の、先程も申し上げました全世代型社会保障検討会議を開催され、年末までに2割への引上げに係る所得基準、あるいは引上げ時期、こういったものについて結論を得たいとしていることから、今後、厚生労働省等を中心に動きのほうが出てくるのかなというふうに思っておりますので、本町といたしましても、今後国の動きにつきまして、注意深く情報収集等について行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西田委員 国が決める前に、広域連合でも取り上げている話が今ありましたね。広域のところ。大本のどこのやっているところでも、これ以上上げられたらという話になっていますので、自治体としても、今のコロナ禍の中で、そういう負担を上げるということはやめてほしいという声を上げていただきたいと思います。

先程国保では、55%の方が何らかの減免と言うてますけど、後期はもっと多かったように思うのですが、後期で減免を受けている割合はどれぐらいなんですか。

○子安保険医療課長 先程の国保と同様に、後期高齢者医療制度におきまして、現在といえますか、平成31年度の決算ベースの数字となりますが、保険料の減免を受けておられる方が1千109名いらっしゃいます。後期高齢者医療制度の本町の被保険者数が平成31年度の決算ベースで1千911人いらっしゃいますことから、割合で申し上げますと、58%の方が保険料の軽減を受けておられるということになります。

以上でございます。

○西田委員 何か、下がるという話はなかったもので、上がるか据置きという中で、今でもこれだけ軽減、国保とか後期とか、所得が少ないから減免対象になっていると。この中で、減免の人は2割にならないにしたって、それ以外の人があって、そんなに、ほぼほぼ年金生活の方で、そんなに収入があると思われなんです。2割引上げだったら受診控えが増えたりとか、病気が重症化することも考えられますので、本当に、決まる前に声を上げていただきたいと思いますので、ぜひ。上げるなんていうのは、決まったら、こう決まりましたと言って、やっていくのでしょうかけれども、その前に、自治体としてできる動きはしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第56号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午前10時16分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 山 田 強